

# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 平成30年9月20日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一  
議員 大和田和男 議員 富山 豪  
議員 花島 進 議員 筒井かよ子  
議員 寺門 厚 議員 小宅 清史  
議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣  
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫  
議員 中崎 政長 議員 笹島 猛  
議員 助川 則夫 議員 遠藤 実  
議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次長 清水 貴  
次長補佐 横山 明子 書記 小田部信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 海野 徹 副市長 宮本 俊美  
教育長 大縄 久雄 企画部長 今泉 達夫  
総務部長 川田 俊昭 総務課長 渡邊 荘一  
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 石井 宇史  
契約・管財G長 助川 宏州 建築課長 渡邊 勝巳  
教育部長 高橋 秀貴 学校教育課長 小橋 聡子  
学校教育課長補佐 会沢 実

会議に付した事件

## （1）議会運営委員会委員長報告

- ・議案の追加について
- ・平成30年第4回定例会会期日程（案）について
- …報告について了承

## （2）追加議案について

- ・議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）
- …旧歯科ビルの件について質疑あり
- ・議案第64号 那珂市監査委員の選任について
- …追加議案について説明あり

- ・議案第65号 人権擁護委員の推薦について
- …追加議案について説明あり
- ・保健所再編についての意見書（案）
- …意見書（案）について助川議員より説明あり
- ・那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- …改正内容について寺門議会運営委員会委員長より説明あり

### （3）委員長報告

- ・総務生活常任委員会
- ・産業建設常任委員会
- ・教育厚生常任委員会
- ・原子力安全対策常任委員会
- ・議会広報編集委員会
- …各委員長より報告あり

議事の経過概要 （出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまから全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会にご出席いただきまして、まことにご苦労さまです。

本日の協議内容といたしまして、第4回定例会会期日程（案）、追加議案等については5件が提出されております。また、各常任委員会の委員長報告等もありますので、皆様方の慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は17名であります。これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

職務のため事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。ご苦労さまです。

農繁期の大変ご多忙のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の全員協議会におきましては追加案件として3議案を説明させていただきます。慎重なる審議をお願いしまして、挨拶とします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議会運営委員会、寺門委員長より報告をお願いいたします。

寺門議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、議案等の追加について、平成30年第4回定例会についてであります。執行部から議案3件が追加提出されました。明日最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。この後、執行部より議案説明についてございますのでよろしくお願いいたします。また、議会から発議第2号及び第3号を提出いたしますので、後ほど提出者より提案理由を説明いたします。この2件につきましても、明日の本会議に上程し、採決を行うことを決定いたしました。

平成30年第4回定例会の会期日程(案)は、別紙のとおり決定いたしました。内容はこの後事務局から説明をさせます。

また、9月4日に議会運営委員会を開き、10月20日、21日に開催いたします「議員と語ろう会」について協議をいたしました。先週の常任委員会で出席者及び役割分担を決めていただきましたが、語ろう会の当日は受付で来場者の方を3つのテーブルに振り分け、30分程度の時間を区切って3つのテーマ全部について意見交換を行っていただきます。

詳しい進め方につきましては10月12日金曜日の午後1時からリハーサルを兼ねた全員協議会を開きまして最終確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、語ろう会の周知につきましては9月25日発行のおしらせ版に記事を掲載する外、自治会の回覧、市ホームページ、公共施設へのポスター掲示、関係団体への文書送付等で広くお知らせをしております。

本日皆様にポスターを5枚ずつ配布しておりますので、お近くの商店や人が集まる場所などに掲示していただきますようよろしくお願いいたします。さらに枚数が必要な方は事務局に用意してございますので、お声がけをしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

続いて、事務局より補足説明がございます。

次長補佐 それでは、私のほうから平成30年第4回那珂市議会定例会会期日程(案)についてご説明いたします。

第4回の定例会につきましては、人事院勧告が予定されている関係上11月からの開会

を予定しております。11月26日から12月14日までの19日間の予定でございます。

初日11月26日月曜日は本会議で開会から議案の上程、説明、その後人事院勧告関係の議案が出ました場合はそちらの質疑、討論、採決まで行う予定でございます。

27日火曜日は休会、28日本会議で一般質問、29日引き続き一般質問、議案質疑、議案、請願・陳情の委員会付託を予定しております。

11月30日から12月3日までが休会、12月4日から12月7日までが常任委員会、12月8日から12日までが休会、13日が議会運営委員会、全員協議会、14日が最終日で本会議、委員長報告、質疑、討論、採決を行いまして閉会の予定でございます。

その下でございますが、11月16日金曜日が一般質問の通告締め切り、11月20日火曜日が議会運営委員会、全員協議会、議案説明会を予定しております。

以上です。

議長 委員長の報告及び事務局の補足説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願いいたします。

次に、追加議案についてを議題といたします。

議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第3号)について執行部に説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

平成30年度那珂市の一般会計補正予算(第3号)については次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億2,438万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は第2表継続費補正による。

平成30年9月21日提出。那珂市長。

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、財産管理事務費、総額 1,420 万円。平成 30 年度 568 万円、平成 31 年度 852 万円。

5 ページをお願いいたします。

歳入になります。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 5,946 万 8,000 円。

6 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費 698 万円。9 款教育費、2 項小学校費、3 目学校建築費 3,450 万 6,000 円。9 款教育費、3 項中学校費、3 目学校建築費 1,798 万 2,000 円。

以上でございます。

なお、今回財産管理費の補正につきましては旧歯科ビルの仮囲いの契約が今年度末となっていることから、それまでに解体工事を発注したいということと、今回市議会議長経験者 3 名の方から早期解体を求める要望書をいただいたことから、解体工事の補正予算を提出した次第でございます。また、教育費の補正につきましては、小中学校のエアコンにつきまして可及的速やかに整備に入れるよう実施設計の補正予算を提出した次第でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。この件に関し、何か確認したいことはございますか。ありませんか。

遠藤議員 その 6 ページの財産管理事務費ですけれども、これは仮囲いは年間 200 万ぐらいだと思いますが、もうちょっと正確に年間今かかっている額を教えてくださいたいのと、あと、要望書というのはどういう内容なのかをちょっと教えていただければと思います。

財政課長 お答えいたします。

現在平成 29 年度までに 392 万 7,701 円を歳出しております。今回平成 30 年度につきまして契約が 217 万 9,915 円ありますが、半年払いとしまして今月末、9 月を過ぎますとプラス 96 万 1,200 円を払う予定でございます。

議長 もう一度よろしいですか、執行部。

財政課長 平成 30 年度の支払額は 217 万 9,915 円になります。

平成 30 年 9 月 18 日、那珂市長、海野徹殿。

那珂市議会議員 3 名の方です。

菅谷地内歯科ビルの早期解体を求める要望書。

表記建物については現在那珂市議会菅谷地区内歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会において寄附の経緯等について調査を進めているところではあるが、建物の養生に多額の経費がかかっているのが現状である。しかしながら特別委員会の調査と建物

の解体は別に考えるべきものであり、養生関係費用の持ち出しを最小限に抑えるためにも、表記建物について早期に解体を求めるものである。

以上でございます。

遠藤議員 条例案の提出権は、定数の 12 分の 1 以上で出せるということにはなりますが、じゃ、それは数名の議員が要望すれば執行部は議案を提出してくれるということですか。どういうルールにのっとって補正案を今上げているんですか。

総務部長 お答えいたします。

当初から、当初といいますか今回できるだけ経費を抑えたいということで、執行部でそういうことで補正予算を予定をしておりました。ついこの間の 18 日ですか。その 3 名の議長経験者の方が今財政課長が申しましたとおり、そういった要望といいますか、それは私どもに後押しをしてくれているというような形で、それをもって議案を提出したというよりも、それは温かく私たちを後押ししてくれているのだなということで解釈をいたしまして、当初からこのタイミングでないとなかなか経費も事故繰越しもことしたことですし、これ以上かかってはという理由で今回議案を提出させていただいたということでございます。

遠藤議員 では、数名の議員が要望すればその条例案を、もしくはその追加案を出すと、そういうルールはないんですよね。そういうのだったら、我々いろんなことでいろんな分野で、教育や福祉やいろんな要望をしていますよね。それ、何人かで集まれば条例として出してくれるという、そういうルールがあるんですか。

総務部長 お答えいたします。

そういったルールではなくて、あくまでも今回私どものほうでこのタイミングで補正予算を出したかった。それにたまたま 3 名の議員の方が同じような要望書を出していただいたというのが二次的な要素でして、もともと執行部のほうでは解体の費用を計上をして、今回お諮りをしたいというふうに考えておったということでございます。

遠藤議員 だから、ちょっとよくわからないのは、そのこの 9 月定例会でもともと考えていたという話ですか。議案を出したかったというのは。

総務部長 当然執行部としても早く解体したいと、経費をとにかくかけたくないというのは常にそういうふうには思っておりまして、なかなかタイミング的に百条委員会も当然やられているわけですので、当然タイミングとあとは先ほど言った工事の部分のところのリミットといいますかその辺もちょっと考えまして、今回追加補正、12 月だとなかなか、今度仮囲いの部分でまた余計にかかってしまうだろうということで今回の追加補正を上程するというところでございます。

遠藤議員 では、何で追加なんです。何で 9 月定例会の最初に上げてこないんですか。例えば 12 月定例会で間に合わないというのであれば、それは我々も感覚としてはわかりますよ。わかりますが、だったら何で 9 月の最初から上げてこないんですか。何で今追加な

んですか。

副市長 なぜ9月の最初に出さなかったかという、百条委員会が9月中に行われるという話を聞いておりました。それでどうなるかというのがありましたので、百条委員会の状況を見て、もしできれば最終日に追加で出したいという意向でございました。それは今総務部長もお話しましたようにこの案件につきましては繰越明許、さらに今年度事故繰越しをしております。もう、これ以上の繰越しはできないということで、来年の3月までに取り壊しを始めないとまた新たな養生の契約をしなければならぬということで、今回出しても3月中には解体は終わらないということで継続費を組ませていただきました。

ですから、3月中に解体の工事が始まるというのが最終的なその判断で、今回追加で出させていただいたということでございます。

遠藤議員 よくわからないんですが、百条委員会は当然今まだやっています。調査中です。調査中で様子を見ていたということですけども、じゃ、どういう判断で追加で出しているという判断で出すようになったんですか。この間の百条委員会の経過を見て、なぜ追加で出せるというふうに判断したのか、市長お願いします。

副市長 この間の百条委員会は途中から秘密会になりましたから、その様子は正直わかりません。18日にそれは公開でしたので、我々もそのときの会議の様子は見ていました。そういう中で解体と百条委員会のあれは別に考えてもいいというご意見もあったということで、私もそこは会議で聞いておりました。

そういうことですので、では、思い切って出そうかという話とともに議長経験者の3人からこういった要望書が上がったということで、今回思い切って出させていただいたということが経過でございます。

議長 市長答弁願います。

市長 今副市長が言ったとおりです。

遠藤議員 ちょっとやり方、手法として申し上げたいのですが、追加議案でこれ、もう常任委員会の審議が終わっちゃっているんですよ。これ、だってあともう、常任委員会にかけられないでしょ。あと、本会議で即決でやるんでしょ。だから、それはきちっとした審議ができないということなんです。こういうやり方をされてしまうと。

この案件に関しては百条委員会までつくっているように慎重に丁寧に議論をしてきたんです、我々としても。執行部の皆さんのご協力もいただいて、きちんとやってきたと私は思っています。そういうような大事な案件を手法として常任委員会にもかけないで、本会議で即決で判断をいただくというふうな、ちょっと乱暴なやり方は私は腑に落ちないんです。説明の仕方としても、その数名の議員からの要望、これはこれで構いませんよ。そういうふうに要望される気持ちはわからなくもないし。ただ、それを提案理由の説明でいうのはどうかと思いますよね。それはまた別だと思し、そういう例えば定数の12分の1で条例提出権があるとかそういうものとは別なのでね。今お聞きしたらそう

いうルールはないとおっしゃるから、それはまた別な話として、そういう提案理由に載せる必要は私はないと思っています。あと、この件に関しては常任委員会で審議はできないんです、丁寧な。こういうやり方自体はちょっといかがなものかと思うのですけれども、いかがですか。

副市長 今までの追加案件については全議員で、ここの全員協議会で今までも追加補正については協議していただいたということで、この間の 18 日の中でも先ほども言いましたように百条委員会の結論と解体は別だという意見が遠藤議員からもそういうお話がありました。ですから、そういうことが何人かの議員からも上がったことから、それとともに議長経験者からこういった要望書がそこを提案理由に入れるという、これはあくまでも参考に、そこは今財政課長が言ったように参考意見としてそこは要望書が出てきたということは言ったままで、そういった 18 日の意見があったということで、我々もそれが後押しになったということで、今回こういった形をさせていただいたということでございます。

遠藤議員 それであれば、私は別に百条委員会はあくまでその事実関係の調査であるから、これはこれ。建物はどうするかというのはまた別に議論をしなければいけませんねというのは、今までも何回かそれは言っています。例えば、じゃ、この内容について手法の問題ではなくて、この内容についてちょっとお聞きしますけれども、これは前に出てきた、計上された予算額と違いますよね。その違った理由を教えてください。

財政課長 お答えいたします。

額としましては同じなんです、調査設計委託のほうにつきまして、また現場のほうを改めて確認したところ、周りの方に近接している部分があったり、あとは東電の電柱が敷地内に入っていて、本柱と支柱が敷地内に入っております。また、そこに電話のケーブル、電線ケーブル等が集中しております、そういう面も含めますと設計、実施設計について 2 年前の考えていた期間よりも延長せざるを得ないのではないかとということで、委託の期間が延びました。それからまた工事に入りますと、その委託の部分が延びたことによりまして工事に対しましても、やはり脇が県道でして、その先に交差点が近くにあると。そうすると、常陸大宮土木事務所、警察との協議も必要ではないか、また、片側通行どめも必要ではないかということを経験すると、やはりその養生等も含めて期限がかりそうだということで、単年度ではなく期間的に難しいので継続費となりましたので、総額 1,420 万円は変わりませんが、当該年度、先ほど継続費で申しましたとおりに平成 30 年度に 568 万円、平成 31 年度に 852 万円、計 1,420 万円の同額での年度割で工事を進めたいということでご提案いたしました。よろしくお願ひします。

小宅議員 先日の百条委員会では確かに私も解体は百条委員会の調査事項ではないので、壊すことはやぶさかではないという話をさせていただきました。

ですが、遠藤議員がおっしゃることは非常にもっともで、常任委員会にかけられないの



であれば、ここに常任委員会並みの資料を用意して全員に説明するのが筋だと思います。でないと、私たちもこの後市民に説明ができないし、どういうふうな内容なのと聞かれたときに何の説明もできませんので、ちゃんとした資料を用意していただくことはできませんでしょうか。

副市長 小宅議員のちゃんとした資料というのは、例えばもう、金額的には設計で 430 万、工事費が 1,420 万という工事解体費用予算計上をしております。これは前回、2年前に出した金額と同じでありますので、新たな資料と言われましても新たな資料はないんです。

小宅議員 総務部長からの説明ですとか、スケジュールの関係ですとかです、あとは今財政課長が説明されたような詳細な内容、そういったものは口頭での説明でオーケーだというふうに理解されているのでしょうか。

副市長 大変申しわけございません。我々としては今の口頭でよしという考えのもとに今回上げさせていただいたということでございます。申しわけございません。

笹島議員 随分乱暴なことをやるよね。我々議会議員を何だと思っているのかなと思うよね。もっと我々に対して丁寧にやるべきなのに、これは前から同じような一つもやり方、手法が変わっていないよね。私らはその皆さんのこういうことをやりたいのでお願いしますということで、我々は承認をするということで、いろんな書類と説明というのは大事じゃないの。それをいきなり今度の補正で何も資料がない、俺の説明だけで了承しろ。とんでもないことだよ、これ。何をそういうことをして我々をなめたようなことをやっているの、それ。こんなことはないぜ、言っておくけれども。みんな黙っているけれども。俺が一番嫌いなことなんだ、これ。

もっとしっかり丁寧にしろよ。我々を何だと思っているの、それ。みんな黙っているからいいっていうもんじゃないよ。心の中では煮え切っているよ、もう。もっとしっかりしろよ。自分らで負の遺産をあれして、それで今度はまた、どうしたらこうしたらと我々に求めて、百条委員会も開かざるを得ない、結果も出ていない。その中で分けて話すというのは当り前の話です。秘密会議でやっていたところを、そういう話を聞いたもんですからと手回しいいようなことをあれして、もっと我々にお願いする、こうしたいんですけども十分な説明とそういうことが一番大事じゃないの、これは。どうなんですか、これ。二人の意見は話を聞いたよね。市長、黙っている場合じゃないよ、それ。

市長 確かにおっしゃる意味合いの中ではそのとおりかもわかりませんが、今までいろいろ解体の費用とかそういったものについては資料を提出しているはずですし、百条委員会でも特段これといって刑事事件になるような関係の事実も出てこなかったと。そうした中でやはり、市が進めてきたことが肯定されるとまではいかないけれども、問題はなかったのかなというふうに私たちは思っているので、資料の一部を提出しなかったこ

とについては申しわけないと思っていますけれども、決して乱暴なやり方をしているわけではないと思います。丁寧に説明はしてきたと思います。

花島議員 全体の流れで考えたら、議会のほうにだって責任があると思うんです。笹島議員はみんなが怒っていると言いましたが、私は怒っていませんから。勝手にそういうことを言わないでほしいです。自分が怒っているのはそれはそのまま言えますけれども、外の人の気持ちなんかわからんでしょ。

私はどっちかという、これまでの経緯を非常に残念に思っています。百条委員会をつくったけれども、議事は肝心なことは議論しないでずるずるやっていたよね。それで1カ月おくれるたびに然るべきお金は養生だけでもかかっているわけです。それでなおかつ危険は解除されないままで残っている。確かに養生はしました。だけど、あれで完璧ではないというのは見ればわかります。少しでも技術的なことがわかっている人だったら。屋上だのあちこちに大きなモルタルだかコンクリートの塊がごろごろしているし、冷却塔はひっくり返ったままだし。一応ナイロンロープでとめてあるだけですよね。だから、いつまで待たされるのかというのは執行部の気持ちでしょ。ただ、議会の百条委員会の流れを見ながら待っていたんだと、私は推察します。ですから、確かに見積りの詳細なんかは出してほしいと言えば出してもらったほうがいいと思いますが、ちょっと何か皆さん、自分たちがさくさく仕事をしないのを棚に上げて、何か怒り過ぎているのではないかと私は思います。

小宅議員 壊すことをどうこうの話をしているのではなくて、手法の問題なんです。やり方として議会に対しての説明というのは非常に大事だと思います。でなければ、私たちは市民に対して説明もできない。その手法を省いて本会議前日に出すのである以上は、しっかりと説明のもとにちゃんと説得できるような材料で説明をしていただきたいというのは当然の話だと思います。百条委員会を見てという話をされていましたが、先日花島議員が漏れ伝えることによると今回補正で出すような話を聞いているとおっしゃっていましたが、花島議員はそれは事前に聞いていたということですか。

花島議員 はっきり聞いていませんよ。出したいという話があるというのを聞いていましたよ。

小宅議員 なるほど。であれば、それで今期百条委員会を見て決めたということであれば、それなりのやはり、ここに準備の資料を今からだっていいです、出してください。でないと、私たちは市民に説明できないですから。

寺門議員 今小宅議員のほうからも話がありましたように、それから遠藤議員、笹島議員もありました。議会運営委員会を預かる身としても、やはりこれはちょっと議会軽視と思わざるを得ませんよ。補正で出すという予定をこの9月定例会で考えておったということであれば、当然その常任委員会に諮って、現状はこうなんですよと。あるいは我々議会に対して百条委員会はどうなっているのと、そういう説明を聞いてもいいじゃないですか。それを、今漏れ伝わったとか、先日の18日の百条委員会で解釈しましたと。さくさ

くと補正を出して、議会に何の相談もなく進めて、これはいいんですか。我々は本当に市民に対して説明責任を負っています。今の執行部のやり方で何の説明もない、いきなり補正を出して、さあ認めなさいよと言われても、これは承認できません。やはり、私も今からきちっと資料を出してもらって、これこれこういう経緯でこうしますという話をしてくださいよ。それが議案上程じゃないですか。

市長 どうしても壊したくないようなご意見なんですけれども、市民はみんな壊してほしいと思っているんです。

議長 市長、すみません。議会では先日百条委員会でもこの建物については解体と、百条委員会は別ですよということで、皆さんの中でもやはり、解体はすべきだろうという話が出ていたのは事実ですので、議会のほうでそれを壊さないとかそういうことはありませんので、そのことだけは私からもちょっと注意をさせていただきます。

市長 速やかに執行部としては解体を認めていただいて、あそこを安心な場所にしていただきたいというふうに思っています。ですから、繰り返し説明が足りないというふうに言っていますけれども、もう初めからちゃんと釈明もしていますし、それから職員も来て皆さんに説明をしていると思うんです。わざわざ遠くから来て、やめた職員が。どこに非があるのか、果たして、やはり百条委員会って重いものだと思います。軽いものではないと思います。単に調査するだけのあれではなくて、やはりかなり重篤な事案とかそういうものに対して設けるのがあれで、こう調査みたいな形、調査というのはおかしいですけれども、ちょっと聞いてみようという程度のあれだったら、委員会とかそういうのも十分できるわけだから。百条委員会という重いものを持ち出すのはいかがかなというふうに私は思っております。

議長 すみません、では、私からもう一度。この件について解体をするべきというのは先ほども言いましたように議会でも皆さんも認めて、ただ、そのいきさつ、今回の補正についてをきちっと細かく書類等で工程表でなくても、そういうものをきちっとつけて説明していただければ皆さんにも説明できると。決して今回の解体に対しての解体費がだめだ云々ではなくて、やはりきちんともう一度説明いただければということ要望していることだと思います。

市長 議長、ありがとうございます。よくわかりました。

その件について議会としては壊していただくという、今議長のほうからお話がありましたので、壊す方向で行くと。ですから、そのための資料を出せということです、見積書とか工程表、そういったものですよね。工程表は出せるそうです。

遠藤議員 市長、ちょっと混同しないでいただきたいのは、そもそもやり方の話をまずしておりまして、この内容についてはこれから私も申し上げたいことがあります。ただし、やり方としてこれ、常任委員会にもかけられない、資料も何もない、これ、補正予算というのはこういうことをやりたいです、これだけの金額がかかります。それを認めてくだ

さいということの上程するわけでしょう。それについては、じゃ、なぜなのか。これはどういふ数字の根拠に基づいて出されたものなのかというのを我々は市民の代表者としてチェックをするわけです。それを認めていいかどうか。それを全くなしで、口頭だけでいいと思いますということ自体も市民を軽視していると言わざるを得ないような発言なので、これは厳に慎んでいただきたいと思いますが、いずれにしましてもこれだけでは足りないと複数の議員がおっしゃっていますので、当然今、暫時休憩をして資料があれば当然準備をするべきだと思いますし、あともう一点、ちょっと百条委員会についての話がありましたが、今まで丁寧に説明してきたという話でしたが、残念ながら市長本人からは丁寧な説明は余りいただいているんです。この百条委員会でお呼びできなくなりましたからお聞きできませんでしたが、せっかくなのでちょっと、今まで丁寧な説明をしてきたと言われるので、ちょっとお聞きしたいのは、これを何であれを寄附をもらっちゃったんですかと。それは資力がないと判断したからだということですが、資料が全員の分が出ていないんです、客観的な。それをお聞きしたらば、それは詳細はわからないというようなお話でしたので、今また改めてお聞きしますけれども、なぜあの3人の資力がないと判断をしたのか、市長の見解をお聞かせください。

市長 これは、実は私では資力とかそういったものは専門知識がないから判断できないわけです。ただ、下から報告が上がってくる。それに基づいてそうなのかということで、決裁を入れるわけです。資力がないというような判断は、ですから、上がってきた資料に対して私がゴーサインを出したということですから、そういう内容になります。

議長 すみません、ちょっと暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時59分）

議長 再開をいたします。

先ほど私のほうから解体について議員全員が賛成ということは、私はちょっと言葉の過ちということで、大変申しわけありません。これについては、ちょっと訂正させていただきます。その点についてはよろしく願いいたします。

では、執行部から書類が届きましたので、説明をお願いいたします。

財政課長 お手元をごらんください。平成30年度第3回定例会全員協議会資料、総務部財政課こちらが平成30年度の解体スケジュールの工程表となります。内容につきましては担当のほうからご説明申し上げます。

財政課長補佐 それでは、工程表のほうをご説明させていただきます。A4横の解体スケジュール工程表のほうをごらんいただければと思います。こちら、あくまでも可能な限り最短ということでのスケジュールの案ということで組んでみたものです。今回、ただいま提出させていただいている9月の追加補正の、きょうが9月20日となっております。あす、これもあくまで仮なんですけれども、議決いただきましたらば、その議決をいただ

いた後に実施設計の委託の起工を行いまして、指名通知を同日に行いたいと思っております。入札につきましては9月28日となっております。設計の業務委託期間等につきましては、先ほど財政課長のほうから説明がありましており、かなり詳細な設計が必要になるかと思われるということで10月1日から約3カ月を見たいと考えております。申しわけございません、10月1日の隣、10月18日と入っておりますが、こちらちょっと消し漏れとなっております申しわけございません。消していただければと思います。申しわけございません。

それで、続きましてこちらの実施設計が終わりましたならば、解体工事の起工といたしまして年が明けて1月8日に起工を行いまして、指名委員会を1月15日にかけてと考えております。入札につきましては1月25日、工期が1月26日から、こちら先ほど説明がありましており詳細な設計を行いまして、そちらの解体にはちょっとかなり気を配る必要があるのではないかとということで、おおむね5カ月くらいを見られればということで考えておまして、最終的には6月26日に完了を見込めればということで考えてございます。

工程につきましては以上でございます。

財政課長 もう一つの資料でございます。こちら財政課のほうの旧歯科ビル建物仮囲い賃貸借の契約の状況についてご説明申し上げます。

当初の契約が226万2,816円で平成28年11月10日に契約いたしました。期間としましては同月11日から平成29年3月31日の141日となります。それからそのまま次年度に繰り越しをしまして、第1回の変更で繰り越しをしまして、平成30年の3月31日まで、こちら165日間延長しまして契約金額が192万2,400円となります。そうしまして、第2回の変更としまして平成31年の3月31日までさらに事故繰越しで365日の延長をいたしました。変更契約が第2回の変更額が192万2,400円となります。契約累計としまして610万7,616円となります。

以上でございます。

議長 ただいま説明が終わりました。何かありますか。

福田議員 これは、この資料はにわかにつくったものではないんですよ。こういう問題が発生して、それでこれ作成したやつじゃないんですよ。これは前からこういう計画というのはできていたわけなんですよ。

総務部長 お答えします。

今回追加補正でもし上程をする場合に、一応シミュレーションとして当然最近ですけれども、こういった形でやった場合にこのぐらいかかるのかなということで、前からあった資料ではなく、このタイミングかなというのを逆算して計算して、そのための資料だということで内々にこの辺のタイミングかなということで持っていた資料だということでございます。ずっと以前からあったわけではございません。

福田議員 ちょっと余り意味がよくわからないんだけど、いずれにしても、いわゆるこういうスケジュールで執行部のほうで今回追加議案として補正予算を提出するんだということ、これなんですよ。甚だちょっと疑問に思うのは、いわゆる一部の議員からも話が、さっき発言がありました。我々この3名が連名でこの提出した要望書、だからいわゆる一部の議員の要望で追加議案が出されるのかと、こういう質問がさっきありましたね、遠藤議員から。そういうふうにはいわゆる誤解を招く、そういうことがあるからこういう問題が発生するのと違いますか。やはり、執行部の考え方をちゃんと述べて、加えてこういう要望書も提出されましたよと。こういうふうに言っていただければ皆さんもある程度理解も得られるんじゃないですかね。私はそういうふうに思うんですけども、もうちょっとやはり執行部の考え方をはっきり言ってくださいよ。

副市長 先ほども私のほうからちょっとお話しましたようにこのスケジュール、12月も頭には入れていました。そうしますと、この工程表からいきますと12月の議会からいうと実際には入札は1月からに設計のほうになります。そうすると、3月ぎりぎりでの設計が終了。そしてその段階で3月の議会での補正の解体工事を上げるとなると、本当にぎりぎりになってしまうということで、解体工事は先ほど言いましたように養生が3月31日で切れますので、その前に解体の工事を行わないとならないということから12月は非常にタイトな日程になる、非常に厳しいということで9月の今回の追加で出していただいて、それでも解体の工事は1月になるということでございますので、それでも6月までかかるということでございますので、我々執行部としてはその案で行ければ一番いいなという考えでございました。それで、先日の18日の百条委員会の会議の中でも先ほど言いましたようなことがありましたので、それでは、じゃ、この機会に出させていただけということで、今回出したわけでございます。それに合せて福田議員初め議長経験者3人の方から18日付で要望書が提出されましたので、それを合せて今回財政課長が先ほどご説明しましたように、それらはあくまでも補足的なという考えで我々としては非常に心強い要望書でありましたので、合せて今回そういう意味も含めて今回補正に上げさせていただいたということでございます。

ですから、もう一度言いますとあくまでも9月のこの追加が我々としては一番いい時期だということの判断で上程させていただいたということでございます。

福田議員 そういう説明を最初から欲しかったんです。そうすれば、皆さんも理解も得られるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと流れそのもの、順序がちょっと何か問題があったんじゃないかな。だから、やはり、こういうことでいろいろと議論がされる。私はそう思うんですけども。ですから、むしろやはりこういう資料を提示をされて、そしてご理解をいただく、そういう流れをつくってください。そういうふうにしてください。

以上です。

議長 外にありませんか。

笹島議員 非常にこれ、工程表を見ていると、きょうは 20 日でしょ。今度は指名通知があした。もう来週の 28 日には入札と。これ何でこうやってタイミングよくあれしているのかなという。それで、きょうばたばたとこの 20 日の日に議員、賛成してくれよということですよ。先ほど言った福田議員外 3 名の元議長経験者が要望書を出したということで、3 回も 4 回も言っていましたよね。本来だとそっちが主導方なんだけれども、どっちが主導なのかわからなくなっちゃったでしょ。やはりこれもタイミングがいいなということで、我々も素直に受け取れないんです。我々、私は総務生活常任委員会なんだけれども、そういう総務生活常任委員会に諮る時間はたっぷりあったはずなんです。議論をせずして、さあ、議員、もう補正予算出したからイエス、ノーでもう決めてくれと。きょうのきょうだということと、また別に 18 日百条委員会をやっていましたよね。百条委員会を別でやっていますよね、それを。そのやっている云々の中で今度はこのタイミングよくしてと、この申しわけないけれどもこの入札云々、何社くらいこれはあれしているんですか。指名競争入札は。わかっているはずですよ。

財政課長補佐 お答えいたします。

指名にかける業者につきましては、まだ正確な数字というのは確定はしてございません。あくまでちょっとこれは、先ほどのご説明で申し上げさせていただいたとおり、あくまで最短のということで考えておりますので、必ずしもこれでというわけではないんですけれども、あくまで議決をいただきましたらばということの最短ということで考えておりました。当然ですけれども、指名をする場合には 3 社以上は間違いなく指名をするにはなります。

以上でございます。

笹島議員 そうすると、これは第 1 案として、きょうその議決をいただければこれで最短コースでやっていくということですよ。そうすると 3 社以上、6 社ぐらいまでかな、そのぐらい予定をしていますよということで、今度これはこれでいいけれども、今度は仮囲いが毎回年間 200 万ぐらいのレンタルをあれしていますよね。そうすると、この最短コースであれするとレンタル料云々というのはもう、1 月あたりかな。3 カ月分は戻ってくるという可能性があるのかな、それは。

財政課長補佐 お答えいたします。

今の笹島議員がおっしゃるとおりで、今のところ考えておりますのは日付等はまだ確定はしておりませんので、何とも言えないところですが、そこをもって今のリース契約のほうを一応解除しまして、減額、戻ってくるというか減額ということでできればなどは考えてございます。

以上でございます。

笹島議員 そうすると別にこの工程表、スケジュール表にのっとらなくても逆に言えばこのレ

ンタルが3月までだから3月までに準備云々をしておいて、8月、9月まで延びてもいい、そのような第2案というのも考えているのかな。

財政課長補佐 お答えいたします。

今の議員がおっしゃるとおりでございまして、例えばこの工程表の中で仮になんですけども、2月1日から今度の解体のほうの養生ということにもし、なった場合なんですけども、そうしますと2月、3月分の現在のリースのほうは減額ということになりまして、その後はあくまでこの解体のほうの養生となりますので、別な新たな契約ということになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

笹島議員 そうすると、今まで、今言った養生していた会社とその他と4社か5社の入札ですよ。那珂市内も入っているのかな、その4社、5社というのは。解体の業者というのは。もちろんそれは主たるもので入れるんでしょ。

財政課長補佐 お答えいたします。

その指名をかける今度解体工事のほうの事業者につきましては、こちらの工程表にございます1月になってからの指名委員会のほうで決定することとなっております。ですので、今までの何社か解体工事の実績があるところとか市内業者も含めましてどのような指名業者にするかというのは、また今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

笹島議員 そうすると、もうそれは前から大事なことから、ここ2カ月も3カ月前もどういう業者が今言った解体がふさわしい云々というのはもう決めていますよね。指名というのは。今わからないというのはあり得ないですよ。その4社か5社か指名するというのは。ある程度の内容を分析しなければいけないわけですよ。わかっていますよね、それは。

財政課長補佐 お答えいたします。

そちらの業者のほうにつきましては今までの実績がございまして、そういったところとまたあわせて指名できるのかどうかというのは今後、ちょっと状況等を調査しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

笹島議員 すみません、今後じゃ間に合わないでしょ。この第1のスケジュールではあした入札云々で……。

(「これは設計、解体とは別です」と呼ぶ声あり)

笹島議員 これは入札ではなく、設計のほうか。両方やるんでしょ。では、業者のほうはいつやるの。

財政課長補佐 解体の業者の指名につきましては1月となっておりますので、それまでに調査のほうを進めてまいります。



以上でございます。

議長 よろしいですか。外にありませんか。

遠藤議員 では、この工程が出てきましたけれども、設計業務委託の指名通知があした、あしたにも通知をするんですよね。これは市内業者は入っているんですか。

財政課長補佐 現在のところ市内業者は含まれないのかなと考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 今のところ市内業者は含まれていないのかなというご答弁ですが、何ですか。

議長 答弁をお願いします。よろしいですか。お願いします。

財政課長補佐 すみません、申しわけございません。

一応市内業者のほうで、市内業者というわけではないんですけれども、実績等を見まして、あとは市内のほうで今のところそういったところがないということですので、いまのところはちょっと考えていないということです。

以上でございます。

遠藤議員 こういうことを常任委員会などでちゃんと議論をしたいわけですよ。わかりますか。

こういうことをちゃんと議論するために常任委員会があるんです。それをすっ飛ばして即決でやるというようなやり方になるから、きちんと市民の理解を得られないような手法だと言っているんです。市長、どうですか。

市長 議会の理解を得られないということなんでしょうけれども、これについてはやはり、あれじゃないですか。緊急性を要するというのでこういう仮のご承認をいただいた場合、きょうじゃないです。あした議会で決まるわけだけれども、その後どういうふうにしていくかという想定をしたあれだと思います。だから、通常今までも追加案件としてはこういう説明はしてこなかったと思うんです。多分そうだと思うんです。今回こういうことがありましたので、それから福田議員のほうからもご指摘がありましたので、今後丁寧な説明をしていきたいというふうには思っておりますけれども、そういうことです。

遠藤議員 市長、まさに今ですよ、今。今丁寧な説明が求められておまして、市長、あれでしょ。行政は市内業者優先でというか、市内事業者のやはり健全な発展をやはり促進しなければいけないわけです。これが通例です、またはこれが基本です。ただ、市外の業者を入れざるを得ない場合はなんらか特別の規定、特殊な工事だからこそ市外でなければいけないというものがあるんです。それはどこまでの特殊性があるんですか、市長。

市長 業者を選定するにあたっては入札指名委員会というのかな、これで決めるわけですがけれども、市内に的確な、今の説明ですと市内に的確な設計をできる業者がいないだろうということで、多分市外のあれになると思うんですけれども、実績とかそういったものも含めて判断します。ですから、実績のないところにやってえらいことに、安い額で入って安い額というのもおかしいですけれども、入札で落札をして、へまをやられても困るということで、ちゃんと実績のある業者を指名するというのは、これは当り前のことだ

と思います。それとできれば、できればというか市内にそういう経験のある業者があれば、これは市内優先です。常々言っているように。ただ、その経験、そういった実績がないので市外に行きますよという話になるんじゃないかと思います。例えば、家を設計するときにしても、自分の家を建てるときにしても安ければいいというものではない、市内であればいいというものではなくて、やはりある程度実績があるところ見て、依頼するわけです。それと同じ方式です。

遠藤議員 一般論をお聞きしているわけではありません。今議案として上程されているこの件に関して聞いております。それで、先ほどから市長、何々と思うんですけども、という話ですが、思うでは困るんです。どういうふうな内容でこれが上程されたのかというのを我々も市民に説明しなければいけないので、確たる内容のご説明をお願いします。

市長 ちょっと質問の趣旨がすれ違っているんだけど、一番最初は市内業者を選定するというにしようということがあったので、市内業者ではその該当者がいないんじゃないかということでお答えしたわけです。だめですよ、質問を変更しては。

遠藤議員 ちゃんと聞いてください。じゃ、なぜ市内業者じゃだめだったのかを聞いているんです。これは市内業者さんが聞いたらみんなそう思いますよ。なんでうち、だめなんだろう。なんで市外だったんだろうとみんなそう思いますよ。そのご説明をお願いします。

市長 私も詳細の説明、ここまでの説明は余りないんだけど、説明がないのでよくわからないんですけども、市内にあるかどうか、ないというふうに、多分ないだろうというふうに言っているんです。ですから、これから決めるわけでしょう。その中で本当にあるかどうか……

議長 この入札の指名について再度財政課からの説明をちょっと求めます。もう一度よろしいですか。

休憩（午前 11 時 25 分）

再開（午前 11 時 25 分）

議長 再開いたします。

財政課長補佐 申しわけございません。今の市内の業者へということなんですけれども、現在のところ実績が今回アスベストも含むということで実績がないということで、今のところは市外でというふうに考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 ちょっとごめんなさい、よくわからなくなってきたので整理しますね。工事というのはずばり解体工事業者ですよね。その上の委託というのは解体工事設計業務委託なので、これは設計屋でしょ。これだけの建物を解体するのにどういうふうな工事をすればいいかという設計をする設計屋ですよね、この業者というのは。あの建物を解体する設計がどんだけ難しいのか、何で市内の設計屋があれをできないのか、ちょっと素朴な疑問です。設計ですから。設計だけですから、しかもうちを建てるのではない、壊す設計

ってどんだけ難しい、これは市内の設計屋はできないんですかね。

建築課長 建築課長の渡邊です。ただいまの遠藤議員のご質問ですが、通常解体業務ですと我々建築課のほうで設計を行っておりました。過去に設計業者を委託をして、解体業を行ったのは水戸ニコンの寮がそこにあっただけですけども、その解体したときだけ設計のほうを委託いたしました。といいますのはそれは建物の中にアスベストがあったということで、またあとは建物自体も大きくて基礎の杭とかちょっと複雑なものもあったので、設計専門業者に委託をして発注をしたという経緯がございます。今回の旧歯科ビルですけども、こちらにもアスベストが中に混在していると。あとまた、基礎についても鉄骨造なので基礎の杭も打たれているというところを勘察いたしまして、当時水戸ニコンの解体業者を参考に設計の見積りのほうを徴取したというような形ですので、今回も同じような設計業者を検討しているというところなんです。それには市内業者が入っていないという形になっております。

以上です。

遠藤議員 そういう3つの設計の内容はそういう内容。ただ、それは市内の業者で本当にできないんですかね。あと実際にまた後で聞きたいと思っていたのは、この額、今回補正で出されてきたこの額自体の根拠も資料としては私はそっちがほしかったのですが、教えていただけますか。

契約・管財G長 今回また見積りを徴取しまして見積りの価格といたしました。

以上です。

遠藤議員 見積り徴取というのはどちらから徴取したかというと。

契約・管財G長 見積りの徴取は3社見積りを取りまして、そちらのところからもなっています。

以上です。

遠藤議員 一応念のため、それは市内。

契約・管財G長 市外3社となっております。

以上です。

議長 よろしいですか。

副議長 ちょっと基本的なことなんですけど、先ほどから実績があるとかないとかという話をされていますけれども、指名業者というのは登録されていますよね、市内の業者で市内の。まず、そこを確認したい。市内の指名業者。いわゆる指名願いが出ていて、資格だか何かを審査して、それに合致していれば登録はしてもらえるわけでしょ。そこに市内業者がいるのかいないのか、ちょっと確認です。設計と解体と両方を聞きます。

財政課長補佐 お答えいたします。

指名のコンサル業者というのは市内業者の登録は申請させていただいたところで当然条件が合致すれば登録はされております。

副議長 されている。設計、今のは設計ですか。

財政課長補佐 今回のではなくて、いろいろの測量ですとかそういった部分はコンサルというのはあるんですけども、そういった部分での登録はされていまして、今回の解体につきましては……。すみません、申しわけございません。建築関係コンサルタントとしての登録がある市内業者はございます。

副議長 ということは、解体業としての登録はないということなんですか、市内に。

財政課長補佐 お答えいたします。

コンサルタントの登録に解体業の登録、解体業となりますとコンサルではなく建設工事のほうになりまして、それは別枠になります。ですので、今回の設計に関しましては解体という部分での登録は、としての項目はございません。

副議長 わかりました。それは設計ですよ。だから私は両方お聞きしたいと言いました。解体業としての登録は市内の業者はいないのかということです。

財政課長補佐 失礼しました。解体業としての登録業者も市内はございます。

副議長 いますですね、います。わかりました。

先ほどの話に戻りますが、実績のあるないというのは実績がある業者しかできないとなると、登録していても何の意味もないですよ。でしょ、いつまでたっても実績がないからできない、登録しているのにね。そういう業者さんの声もあるんです。登録はしているんだけど、仕事来ないんだと。実績がないからと。じゃ、実績が逆に言えばあるところはいつもずっとそこができちゃうみたいになっちゃいますよね。その辺をよく、実績実績という言葉を超前面に出してほしくないんですけども、使ってあげなければ実績というのはできないですよ。ただ、お願いできる仕事とできない仕事というのはもちろんあるかと思えますけれども、そこは理解しますが、要望としてお伝えしておきます。

議長 外にありませんか。

(なし)

議長 なければ以上で終結をいたします。

次に議案第 64 号 那珂市監査員の選任について執行部に説明を求めます。

市長 全員協議会資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございます。那珂市監査委員の萩谷眞康代表監査員が平成 30 年 9 月 26 日をもって任期満了となることに伴い、後任者に城宝信保氏を選任するにあたり地方自治法 196 条第 1 項の規定により当議会の同意を求めます。よろしくお願いたします。

議長 人事案件については質疑等は省略させていただきます。ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第 65 号 人権擁護員の推薦について執行部に説明を求めます。

市長 全員協議会資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございます。平成 30 年 12 月 31 日をもって 4 人の人権擁護員が任期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護員の候補者の推薦について依頼があったことから、住谷静子委員、川又啓子委員、木内朱美委員を再推薦し、新たに石川富子氏を推薦しようとする事について人権擁護法、昭和 24 年法律第 139 号第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 人事案件については質疑等は省略させていただきます。ご了承をお願いいたします。

以上で執行部のほうの説明は終了いたしました。退席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前 11 時 35 分）

再開（午前 11 時 36 分）

議長 再開いたします。

保健所再編についての意見書（案）について、提出者の助川議員に説明を求めます。

助川議員 議員各位のところに資料が提示されております。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第 2 号 保健所再編についての意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり那珂市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 30 年 9 月 21 日。提出者、那珂市議会議員助川則夫。

賛成者、敬称略させていただきます。同じく中崎政長、萩谷俊行、小宅清史、大和田和男。

次のページをお願いいたします。

保健所再編についての意見書（案）。

茨城県は保健所の再編計画として二次保健医療圏域が保健所の管轄区域と一致させるべきと考える国の指針に配慮し、保健所の再編計画を示したものと察するところでありま  
す。今回県が進めようとする二次保健医療圏域（常陸太田、ひたちなか保健医療圏）に  
属する自治体は、海岸線に接するひたちなか市から東海村、那珂市、常陸太田市、常陸  
大宮市、大子町までを圏域とする遠距離、広大な医療圏であります。二次保健医療圏は  
地理的条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して一帯の区  
域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図る区域で  
あります。保健所の業務は地域保健法において地域保健対策の専門的、技術的、広域的拠  
点として位置づけられており、食品環境、薬事衛生に関する営業許可や病院、薬局等の  
監視指導、また、感染症の予防、健康づくりや生活習慣病の予防、介護保険の医療系事  
業所への指導、難病等患者への支援等を担う重要な行政機関であります。

那珂市は常陸大宮保健所が管轄する県北西部の常陸太田市、常陸大宮市、大子町ととも  
に J R 水郡線や国道 349 号、国道 118 号を主要交通網としており、水戸市ともつながり

深い地域であります。また、水戸市が中核市に移行し、市独自で保健所設置となれば、二次保健医療圏域設定も含めて十分な検討をすべきであると考えます。つきましては、保健所再編に関しては当面常陸大宮保健所を現機能での存続を求めた上、下記のとおり要望いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記といたしまして、

1、交通事情や住民の生活圏の実態を踏まえた二次保健医療圏域設定の見直しを検討すること。

2つ目といたしまして、ひたちなか保健所と常陸大宮保健所を統合するにあたっては、地理的条件を考慮した圏域中央に位置する常陸大宮保健所にひたちなか保健所を統合させる再編案も示し、比較検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日。茨城県那珂市議会。

提出先であります。茨城県知事、大井川和彦。

以上でございます。

議長 ただいま助川議員から説明が終わりました。この件に関し、何か確認したいことはございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ以上で終結いたします。

次に那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、議会運営委員会寺門委員長より説明をお願いいたします。

寺門議員 それでは、議会運営委員会より発議第3号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)を提出しますので、提案理由及び内容を説明いたします。

お手元に配付しました発議第3号に関する議案書をごらんください。

提案理由としましては、地方自治法の改正により委員会委員の選任方法について条例で定めることができることとされたため、閉会中に委員を選任する必要がある場合の選任方法について改正を行うものであります。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

第8条に委員の選任方法が定められておりますが、これまでは議長が会議に諮って指名するというようになっております。これを閉会中に委員を選任する必要がある場合でも速やかに委員の指名ができるよう但し書きを追加して、閉会中においては議長が指名を行うことができるという規定を追加するものであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 委員長の説明が終わりました。この件に関し、何か確認したいことはございますか。

花島議員 なぜ、こういう改定を提案するのかの趣旨をちょっと説明いただきたいと思うんです。多分閉会中に委員がごそっと抜けてしまうということを想定しているのかなとは思

うのですが、それで、ついでに意見も言わせていただければ、閉会中にそういう事情で、何かの事情で選任するということはいいとは思いますが、ただ、その後のやはり会議で承認される必要があるかなとは考えるのですが、その点の考えもお伺いしたいと思います。

寺門議員 それでは、今の件については事務局より説明を求めます。

事務局長 今回の改正につきましては、先ほど委員長から説明がありましたとおり閉会中に委員を選任する必要がある場合、選任することができるということで定めたものでございます。こちらにつきましては、委員会につきましては地方自治法には定めがございませんでしたが、平成 24 年の地方自治法の改正によりまして委員会条例、その各市町村議会です、そちらの委員会条例において定めることができるというふうにしてあったものでございます。外の、例えば市議会の準則につきましては全てが議長の指名で行うことができるというふうになっておったものなんですけれども、那珂市につきましては全てが議会の議決が必要だということであったものを今回選任する必要があった場合に選任できるようにしたものでございます。これは一応議長が選任した場合でも次の議会に報告するというようになってございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 報告だと報告だけですよね。ただ、そのもとの基本的には会議に諮って決めるものと私は認識しているんですが、ただし、会議を開けない閉会中の話であればしょうがないかなと考えると、やはりさっき私が言ったように次の定例会議なりなんなりで確認するというか、単なる報告ではなくて承認されてしかるべきかなと思うのですが。

事務局長 一応今の話ですと今までの条例と同じになってしまいます。今回につきましては委員会条例で定めるということに地方自治法でなっておりますので、これがあれば議長が指名することができる。議長が指名した後は、次の議会に報告するというようになってございます。次の議会でも議決するということがなれば、今までと同じになってまいります。

以上でございます。

花島議員 ちょっと私、理解していないのですが、今は、今でも閉会中に指名できるんですか。

(「今はできません」と呼ぶ声あり)

花島議員 できませんよね。だから、ちょっと私の疑問に対するお答えになっていないと私は思います。それと、委員を選任する必要があるときというのは、要するにこれはもう議長権限で決められるということですよ、普通に考えれば。何の制約もないんですよ、この中で。そうしたら何か問題があって、議長がちょっと性質の悪い方で、自分の思うように勝手にできなくはないんですよ。

(「考え過ぎ」と呼ぶ声あり)

花島議員 考え過ぎです、考え過ぎるのが私の性格なもので。

寺門議員 では、現在も委員は常任会委員は1名欠員中ですけれども、今度の12月の議会の例を例えて、事務局からちょっと説明をしてください。新旧に照らし合せて。今まではこうなりますよ、新しくこの今回提案の発議とあれば、こっちのほうではこうなりますよという話。

(「今回のでしょうか」と呼ぶ声あり)

寺門議員 今回。両方比較しないとわからないでしょ。

事務局長 今回の場合は新しく議員が補欠選挙で入ってきた場合です。入ってきた場合には議会の開会中でございますので、当然議会で議決することになります。今回の場合はです。今回の場合ではなくて、議会の閉会中です。議会が開会されていない場合に委員の選任が必要な場合は議長が選任することができるということでございます。これは選挙があって、新しい議員が入ったとして、議会が開かれな限り議員活動ができるのですが、委員会活動ができないということになります。ですから、その議員になってすぐ、これは補欠のときに限りますけれども、議員になってすぐ委員会活動、委員会に出るとか、そういうことを可能にするために議長が選任できるというものをつけ加えるということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 外になれば以上で終結をいたします。

ここからは委員長報告となります。初めに総務生活常任委員会萩谷委員長より報告をお願いいたします。

萩谷議員 総務生活常任委員会、9月11日に開催されたことについてご報告申し上げます。

当委員会では定例会会期中に政策企画課より2件、市民協働課から1件の報告を受けておりますのでご報告を申し上げます。

初めに、売却処分をした瓜連駅北側土地の地中埋設物についての報告です。この件は、売却処分した瓜連駅北側土地よりガラ等の地中埋設物が見つかった件の中間報告で、今回は既に掘削し、ガラを撤去済みである特養ホーム以外の場所、クリニック及び薬局建設予定地とその周辺の約2,000平米についてサウンディング試験を行ったとの報告です。結果については1メートル以上貫入した地点が57カ所、50センチから1メートルで貫入不能となった地点が35カ所、50センチ以下で貫入不能となった地点が18カ所とのこととおおむね北側、西側は1.5メートルまで貫入することができ、混入物の割合は少ないものと考えられるが、中央部や南側、東側は1メートル以下で貫入不能となり、混入物の割合が多いものと推測されるが、過去に砂利駐車場として利用されたことなどの地盤が密な状態であるため貫入不能となったとも考えられるとのことでした。また、今後の



対応として全ての箇所について調査が終わったわけではないため、引き続き調査及び求償についての事業者との協議、調整を進め、随時議会報告していきたいとのことでした。

委員からは今回の調査結果の報告を聞くと貫入できない場所もあり、このままでは相手の了解を得ることは難しいのではないかとの質疑があり、執行部からは一定割合の面積についてはガラがあると認めざるを得ないため責任を感じており、相手より求められている土地の補償にどのように応じるかということについては一定の資料を集め、その根拠をもとにガラがあると想定される面積を確定し、その上で補償金額の提示をして交渉を重ねていくことで合意形成をしていくしか方法はないとの答弁がありました。また、この考えについては事業者に伝え、了解を得ているとのことでした。

次に、デマンド交通ひまわりタクシーの域外運行実証事業についての報告です。

この件は、ひまわりタクシーの水戸市内への域外運行など、市民の日常生活に必要な移動手段を維持、確保し、誰もが利用しやすく利便性の高い持続可能な地域公共交通サービスを構築するための実証事業で、平成31年度から2年間実施予定とのことでした。

なお、域外運行については水戸市内となり、乗降場所については水戸駅北口、これは降車のみと水戸京成百貨店、これは乗車降車ともに可能の2カ所とのことで、設定にあたっては利用者にとっての使い勝手、タクシー事業者・周辺公共交通事業者の経営への影響、スケジュールに沿った運行が可能な距離、安全に乗降できる場所などを考慮し選定しているとのことでした。その外の実証運行体制については、運行車両セダン型を3台から4台に、ワゴンボックス型を1台から2台に増車するとのことでした。現在の運行日に土曜日を追加したとのこと。運行時間に12時、17時を追加し、1日10便にふやしたとのことでした。また、利用料金については那珂市内の利用については変更はなく、水戸市への利用については一般が600円、障がい者、小学生については200円とのことでした。

委員からは高齢者が多く利用することが予想され、病院などを乗降場所として設定はできなかつたのかとの質疑があり、執行部からは病院が一番利用頻度が高いであろうということは承知をしているが、病院そのものを乗降場所にすることについてはタクシー事業者などの経営を圧迫するようなことはできないことになっているためとの答弁がありました。

最後になりますが四中学区コミュニティセンターの建設委員会の設置についての報告となります。

この件は四中学区コミュニティセンターの整備について、那珂市総合計画に基づき平成28年度から菅谷地区まちづくり委員会と菅谷地区自治会の代表で構成した検討委員会において主に建設候補地について検討してきたが、最終候補地の決定と建設に必要な事項を調査検討するために四中学区コミュニティセンター建設委員会を設置することになった旨の報告がありました。また、この建設委員会の構成委員などについては要項に基づ

き決定しているとのことでした。今後の事業予定については建設地を決定し、用地測量、基本設計を行い、住民説明会、用地買収を行い、実施設計、本体・外構工事となり、予定では平成 35 年度中に供用開始ができればとのことでした。

なお、第 1 回目の委員会については今月開催予定であり、今年度中に建設予定地の決定を行いたいとのことで、その後の進捗状況については逐次報告を行っていくとのことでした。

この件について委員より候補地についての質疑があり、執行部からは候補地については 3 カ所上がっており、1 つ目は国道 349 号線の旧道のかわねや付近、2 つ目は菅谷小学校付近、3 つ目として菅谷東組地内とのことでした。また、買収ではなく借地でもよいのではとの質疑については、市で建設する建物は半永久的であり、起債を使用し用地買収を行うので買収のほうが有利であり、また、市の考えとしては買収で事業を進めることが基本であるとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

古川議員 デマンド交通の域外運行実証事業についてちょっと確認なんですけれども、お伺いしたいのですが、一覧表がございますよね、現と新と平成 31 年度以降の。それで乗降場所で那珂市内指定乗降場所、約 500 カ所とありますけれども、その 500 カ所全てを把握しているわけではありませんが、今デマンドタクシーを乗るのは自宅まで来てくれるんですよね。違いましたっけ。どこかまで行かないと乗れないんですしたっけ。

萩谷議員 自宅まで行っています。

古川議員 来てくれますよね。だから、乗降の、おりの箇所はどこか 500 カ所指定されているんでしょう。ですから、今後は自宅まで迎えに来てくれて、それで水戸駅の北口まで行けるとということになるということですよ、そういうことですよ。あくまでも水戸駅の北口についてはおりのだけだから乗るのはできないと。ということは、先ほどご説明のあったタクシー業者等の経営を圧迫しないということで、帰りは最寄りの駅まで水郡線で帰ってきて、そこからは自宅まではなんらかのまたデマンドタクシーを使うなりして帰ってくださいよということで理解すればよろしいですか。

萩谷議員 北口は降車のみ可能ということですが、京成百貨店、これは乗車と降車ともに可能となっているとのことで、そこからは乗車もできると。帰りの。ということだと思えます。

古川議員 水戸駅から帰りたい場合には……。

萩谷議員 水戸駅はできないです。水戸駅はできないです、乗車は。

古川議員 できないでしょ、できないから帰りは最寄りの駅までは水郡線か何かで帰ってきて、自宅の近くの駅まで来て、そこからはまたデマンドタクシーを使うなり徒歩なりなら

かの方法で帰ってくださいよということになるということですよ。

萩谷議員 1つは、例えば帰りは水戸駅でおられた方が、例えば今言ったJRで帰るとか、例えばバスに乗って京成百貨店まで行くとか、いろんな方法があると思うんです。その人それぞれに。ただ、これはあくまで実証事業で2年間ということで、これを試しながら全てやるわけではないでしょうけれども、うまくいけばやるということでしょうけれども、ただ、それをまたこれを実証してどういうふうにするかはまた、あれでしょうけれども、とりあえずはそういうことだと思います。

古川議員 わかりました。ということは帰りもデマンドタクシーで帰りたい方は水戸駅ではなくて、京成百貨店に行ってくださいということですね。

萩谷議員 多分そうです。

花島議員 今話があった水戸駅北口が降車のみというのに設定されている理由は、何か説明があったでしょうか。

萩谷議員 特別なかったですし、委員からも質問はなかったです。

それは先ほどお話しました民間のタクシー業者を圧迫すると。多分、水戸駅にはタクシーの待っていたりする場所がいっぱいあるんです。そういうことだと思うんですけれども。

花島議員 業者を圧迫するという話がよくわかりません。ただ、待ってられないとかいうのはあるかもしれないね。駐車というか待機場所が余りないからね。ただ、業務そのものだけだったら、それは京成百貨店だって同じだと思うんですけれども、いいです、そういう説明だったということですね。そうですか。

議長 そうです。そこは、その乗車できる場所というのが安全性を確認して、水戸駅の北口と京成百貨店、京成百貨店のところにはその乗車できるようなスペースがあるということで説明を受けたんです。

以上です。そういうことでご理解ください。

議長 外にありませんね。ないようですので、総務生活常任委員会の報告については終わりといたします。

次に、産業建設常任委員会、木野委員長より報告をお願いいたします。

木野議員 定例会中の執行部からの報告案件につきましてご報告いたします。

9月12日の産業建設常任委員会にて、下水道課から報告を受けました。那珂市下水道事業地方公営企業法適用推進事業の進捗状況についてご報告いたします。

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため国からの要請を踏まえ、平成32年度会計からの下水道事業の地方公営企業法適用に向けて公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る固定資産の調査の外関係各課との協議等を順次行い、計画的に法適用事務を進めているとのことです。法適用後の事務の取り扱いについては、対象事業を公共下水道事業、農業集落排水事業

とし、企業管理者は設置せず、上下水道部において水道事業と下水道事業を実施する業務体制を継続し、財務に関する規定の外組織及び職員の身分取り扱いに関する規定を含めた地方公営企業法の全部の規定を適用するとのことです。

なお、対象事業者以外の市長の権限に属する事務である浄化槽設置補助事業についても引き続き下水道課が所管し、水道事業者に対する使用料徴収事務の委任も継続するとのことです。

今後のスケジュールですが、企業会計システムを構築し、現在進めている対象事業に係る固定資産の調査結果を入力するとのことです。また、法手続に係る条例、規則等の改正の準備を進め、平成 31 年度中に改正を行う予定とのことです。さらに法適用後の円滑な運営のために引き続き関係各課との調整を進めるとともに担当職員に対し必要な引き継ぎ及び研修を実施するとのことです。平成 29 年 3 月に策定した下水道事業経営戦略については、法適用後も下水道を持続的、安定的に運営できるよう地方公営企業会計に基づいた所要の見直しを行うとのことであります。

なお、詳しいスケジュールの表につきましては、常任委員会資料にも出ていますのでご参考いただければと思います。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、産業建設常任委員会の報告については終わりいたします。

次に、教育厚生常任委員会、筒井委員長より報告をお願いいたします。

筒井議員 教育厚生常任委員会のほうから報告いたします。

9 月 13 日に開催した教育厚生常任委員会において、執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

学校教育課から那珂市運動部活動の運営方針について説明がありました。生徒数及び教職員数の減少、生徒や保護者のニーズの多様化などの教育環境の変化に伴い、運動部活動のあり方について課題が指摘されるようになったことを受け、国は持続可能な運動部活動の指導、運営体制の構築に向けたガイドラインを示し、中学校における運動部活動のあり方に関する活動方針の策定を指示したことから那珂市運動部活動の運営方針を定めたということです。

内容としては、学校教育の一環としての適切な運営とそのため体制整備、一日の活動時間や適切な休養日の設定、学校単位で参加する大会などの見直しなどが盛り込まれており、この方針に基づき各中学校では学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、10 月 1 日から運用及び公表を行うとのことです。

委員から部活動の運営に関して学校間でばらつきは生じないかという質問があり、執行

部からは運営方針の策定にあたっては校長会と綿密に意見交換を行って調整を進めてきたとのことで、今後も市内5校の中学校で連絡を密にし、運営にばらつきが出ないようにしていきたいとのことでした。また、委員からこの運営方針には生徒や顧問の先生の意見がきちんと反映されているのかという質問がありました。執行部からは方針策定までの時間が限られていたため、生徒一人一人の意見を吸い上げることはできなかったが、各学校長が部活動主任や体育主任から聞き取りを行うとともに、7月には担当者を集めた協議会を開いて、運営方針に関する意見を聴取する機会を設けたとのことでした。これから年度末に向けて実際に実施してみてどうだったのかを検証するための聞き取りを検討しており、生徒の意見についてもそれぞれの考えを偏りなく、公平に取り上げられるような方法を検討しながら吸い上げていきたいとのことでした。

以上、報告いたします。

議長 筒井委員長長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

花島議員 この報告の資料の紙のほうでお聞きしたいのですが、②のところに「運動部活動運営委員会仮称を設置し」とあるのですが、これはどういう単位で設置されるのでしょうか。学校ごとあるいは那珂市、あるいは中学校だけとかそういう区切りをお願いしたい。

筒井議員 これは学校ごとにこういう運営委員会を設定して決めていくということです。

花島議員 質問ではなくて意見なんです、学校ごとのばらつきがないようにというのは余り重要ではないなと思うんです。学校の特徴とかあるので、それは余り気にする必要はないかなと思います。

筒井議員 それは意見ですか。

花島議員 意見です。だからといって反対とかいうことではないです。

以上。

筒井議員 返答はよろしいですか。ただ、那珂市の中に公立の中学校として存在していますので、那珂市の中で余りにばらつきがあってはまずいだろうということで、なるべく校長先生の集まりで決めていくというような方針らしいです。

議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、教育厚生常任委員会の報告については終わりいたします。

次に、原子力安全対策常任委員会、小宅委員長より報告をお願いいたします。

小宅議員 9月14日の原子力安全対策常任委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

初めに、広域避難計画策定に係る課題の進捗状況について報告いたします。

平成29年第2回定例会の原子力安全対策常任委員会で報告があった広域避難計画策定に係る課題等について、その後の進捗状況の報告がありました。

計画策定に係る県の取り組みとして、那珂市では避難のために原子力施設から5キロ圏内でバス5台、福祉車両6台、30キロ圏内でバス150台、福祉車両163台が必要と推計され、引き続き県と運輸事業者において協定締結に向け協議を行う。避難退避時検査及び簡易除染については、30キロ圏境界付近の高速道路サービスエリアや県市町村の公共施設など約20カ所を検査場所の候補地として選定といったことが主に行われているということです。また、那珂市の取り組みとして安定ヨウ素剤の配布場所を一時集合所としている小学校を基本とし、避難経路上での配布についても検討を継続、学校滞在中の災害発生を想定した児童生徒への対応として、市内の高校、幼稚園、保育所を訪問し、避難ガイドマップの配布とともに説明を実施、避難所運営マニュアルのひな形を避難先である筑西市、桜川市に今年度内に示す準備、行政機能移転先として筑西市、桜川市それぞれにおいてスペースを提供いただけることでも了承といったことが主に行われているということでした。広域内避難に関する必要な体制の構築、市民が迅速かつ円滑に避難できるルールづくりが求められている状況から、まずは基本ベースとなる計画の策定を目指していくという説明がありました。

委員からは、計画策定完了の見通し、市民への周知のスケジュールについて確認がありました。県においてバス等の手配の協定締結がされていない段階であり、現状では市の計画策定完了の具体的なスケジュールについては未定とのことですが、計画の完成を待たずに新たに決定した情報を加えた避難ガイドマップの配布を考えているということでした。

次に、気体廃棄物の放出状況について報告いたします。

気体廃棄物の放出状況については、いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されているということでした。

以上、報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、原子力安全対策常任委員会の報告については終わりいたします。

次に、議会広報編集委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 議会広報編集委員会からご報告申し上げます。

こんな那珂市にしたい「私の公約」コンテストの審査結果についてご報告いたします。

議会広報編集委員会では先日、こんな那珂市にしたい「私の公約」コンテストについて9月18日皆様に審査していただいた結果、委員長報告概要資料の表のとおり3名の優秀提案者を決定いたしました。優秀提案者については議会だよりへの掲載と表彰を予定しております。表彰の方法については広報編集委員会で検討したいと思います。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、議会広報編集委員会の報告については終わりいたします。

最後に、平成30年度第1回議員研修会の派遣についてご連絡をいたします。

研修会の出席者については綿引議員、花島議員、寺門議員の3名の方を各委員会より選出いただきました。つきましては、あすの最終日に議員派遣として本会議で報告させていただきます。決定いたしました3名の方についてはよろしくお願いをいたします。

これにて、全員協議会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議、ご苦労さまでした。

閉会(午後12時13分)

平成30年11月13日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男